徳島県鳴門市、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県板野町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県宇多津町、愛媛県大洲市、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県梼原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、長崎県島原市、長崎県平戸市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	
福島県福島市、東京都青梅市、大分県大分市	告示別表第一の0190021の項、0190563の項、0190564の項、0190602の項、0190603の項、0190604の項、0190630の項、0190631の項、0190632の項、0190633の項、0190634の項、0190635の項、0190636の項、0190637の項及び0190654の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0190015の項、0190020の項、0190021の項、0190048の項、0190060の項、0190061の項、0190085の項、0190086の項、0190090の項、0190091の項、0190097の項、0190105の項、0190135の項、0190144の項、0190176の項、0190199の項、0190200の項、0190201の項、0190253の項、0190431の項、0190433の項、0190492の項、0190498の項、0190519の項、0190521の項、0190523の項、0190538の項、0190564の項、0190565の項、0190603の項、0190631の項、0190634の項、0190651の項、0190652の項、0190654の項及び0190655の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0190120の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道北見市、北海道網走市、北海道稚内市、北海道江別市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道富良野市、北海道北広島市、北海道松前町、北海道知内町、北海道上砂川町、北海道秩父別町、北海道北竜町、北海道剣淵町、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道美幌町、北海道雄武町、北海道平取町、北海道新ひだか町、北海道豊頃町、北海道足寄町、北海道浦幌町、北海道厚岸町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、青森県田子町、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県矢巾町、宮城県塩竈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県涌谷町、宮城県南三陸町、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県東成瀬村、山形県長井市、山形県南陽市、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県遊佐町、福島県須賀川市、福島県伊達市、福島県古殿町、栃木県宇都宮市、埼玉県飯能市、埼玉県久喜市、埼玉県寄居町、千葉県船橋市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県芝山町、東京都新宿区、東京都文京区、東京都大田区、東京都狛江市、神奈川県横須賀市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、石川県金沢市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県おおい町、山梨県中央市、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県木祖村、長野県生坂村、長野県木島平村、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県豊川市、愛知県西尾市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県武豊町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、滋賀県大津市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府長岡京市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、大阪府茨木市、大阪府和泉市、兵庫県神戸市、兵庫県伊丹市、兵庫県佐用町、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県上牧町、島根県松江市、広島県三原市、広島県世羅町、山口県下関市、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県上勝町、徳島県北島町、徳島県藍住町、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県綾川町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、福岡県筑前町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、佐賀県佐賀市、長崎県雲仙市、沖縄県那覇市	告示別表第一の0190603の項、0190633の項、0190634の項、0190635の項、0190636の項、0190649の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府堺市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県湯浅町、和歌山県太地町、和歌山県北山村	告示別表第一の0190602の項、0190603の項、0190604の項、0190630の項、0190631の項、0190632の項、0190633の項、0190634の項、0190635の項及び0190636の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

○内閣府　厚生労働省告示第四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令（令和八年内閣府・厚生労働省令第十三号）附則第三条の規定に基づき、同条の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する健康管理システム並びに内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎